

令和6年5月8日開催

第2回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和6年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年5月8日(水)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時07分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 12人

会	長	18番	石丸	博雄
委	員	17番	佐藤	克哉
委	員	3番	西塚	仁志
委	員	4番	鈴木	智志
委	員	5番	坂本	俊彦
委	員	6番	大河原	正一
委	員	7番	須藤	智弘
委	員	10番	菅井	誠
委	員	11番	原田喜一郎	
委	員	12番	西原	弘子
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 6人

委	員	1番	林	秀和
委	員	2番	早川	剛司
委	員	8番	小山田	和美
委	員	9番	笹原	仁
委	員	13番	鈴木	和弘
委	員	14番	西	美紀

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	6番	大河原	正一
委	員	15番	相田	幸博

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
 用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	広瀬	淳次									
農	地	・	農	業	振	興	担	当	係	長	原	吉	生	
農	地	・	農	業	振	興	担	当	専	門	員	菊	地	隆

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和6年度第2回遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の委員の出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名であります。

　「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番　大河原委員、15番　相田委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

事務局長　それでは、第2回遠軽町農業委員会総会、諸般の報告をいたします。令和6年4月8日、第1回農業委員会総会、同じく4月8日、農業者年金協議会総会が行われております。4月10日、第104回オホーツク農業委員会連合会通常総会が北見市で行われ、石丸会長、広瀬事務局長が出席しております。それから、4月17日、令和6年度遠軽町農業担い手対策協議会総会が開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席しております。それから、4月30日、令和6年度遠軽町農業再生協議会総会が開催され、石丸会長、広瀬事務局長、石川主幹が出席しております。今後の予定といたしまして、令和6年5月27日から5月30日まで、令和6年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、石丸会長が出席する予定でございます。6月6日、第3回農業委員会総会が開催される予定でございます。

　以上で、諸般の報告を終わります。

議長　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。議事進行の都合上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議長　それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」11件を議題といたします。

　事務局から、議案を説明させます。

（事務局　議案朗読説明）

事務局　2ページをお開きください。議案第1号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営

基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年5月8日提出。
遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。

整理番号8から14までは「賃貸借」です。整理番号8、所在「●●●●」、地番「●●●の外6筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「7筆合計47,783㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「10a当たり3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図につきましては、今回別冊で配布しておりまして、この1ページ目になります。

続きまして、整理番号9、所在「●●●●」、地番「●●●の外全10筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「10筆合計54,543㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「年240,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊2ページをご参照願います。

続きまして、整理番号10、所在「●●●●」、地番「●●●外1筆」、公募地目「原野」「畑」、現況地目「畑」、面積「2筆合計30,273㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「10a当たり2,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊2ページをご参照願います。

続きまして、整理番号11、所在「●●●●」、地番「●●●外2筆」、公募地目「畑」「宅地」「田」、現況地目全て「畑」、面積「3筆合計39,029.53㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「年165,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊2ページをご参照願います。

続きまして、整理番号12、所在「●●●●」、地番「●●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「10,047㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和11年5月14日」、期間「5年」、金額「年36,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊3ページをご参照願います。

続きまして、整理番号13、所在「●●●●」、地番「●●●外6筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「7筆合計74,120㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「年340,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊4ページをご参照

願います。

続きまして、整理番号14、所在「●●●」、地番「●●外3筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4筆合計141,738㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃貸借」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、別冊5ページをご参照願います。

続きまして、整理番号15は「使用貸借」です。所在「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目「原野」「畑」、現況地目全て「畑」、面積「5筆合計96,899㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「使用貸借」、法律関係「使用貸借」、始期「令和6年5月15日」、終期「令和16年5月14日」、期間「10年」、金額「無償」。位置図については、別冊5ページをご参照願います。

続きまして、整理番号16から18までは「所有権移転」です。整理番号16、所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計16,927㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年5月15日」、支払期限「令和6年6月28日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆500,000円」、支払方法「指定口座振込」。

続きまして、整理番号17、所在「●●●」、地番「●●外3筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「4筆合計31,192㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年5月15日」、支払期限「令和6年12月30日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆1,750,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、別冊6ページをご参照願います。

続きまして、5ページをお開きください。整理番号18、所在「●● ●●」、地番「●●外4筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「5筆合計37,105㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年5月15日」、支払期限「令和6年7月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆2,590,000円」、支払方法「指定口座振込」。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「整理番号8から11」4件について質疑を行います。このうち、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
これより、議案第1号「整理番号8」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第1号「整理番号9」について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第1号「整理番号10」について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第1号「整理番号11」について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号「整理番号8から11」の審議が終了しましたので、「●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第1号「整理番号8から11」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に議案第1号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第1号「整理番号13」について質疑を行います。 「農業
委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件でありますので、
関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退
席を求めます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
これより、議案第1号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑はありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号「整理番号13」の審議が終了しましたので、「●番 ●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。 ●●委員に申し上げます。議案第1号「整理番号13」
については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に議案第1号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑はありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

- 議 長 次に議案第1号「整理番号15」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第1号「整理番号16」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第1号「整理番号17」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第1号「整理番号18」について質疑を行います。 「農業
委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件でありますので、
関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退
席を求めます。
暫時休憩いたします。
- 議 長 再開いたします。
これより、議案第1号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号「整理番号18」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第1号「整理番号18」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 6ページをお開きください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について、下記のとおり提出があったので、許可の可否について議決を求める。令和6年5月8日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。

整理番号「2」、「賃貸借」であります。所在「●●●」、地番「●●●外11筆」、公募地目「宅地」「畑」「原野」、現況地目全て「畑」、面積「12筆合計72,958㎡」。貸主「●●●●●」、借主「●●●●●」、労働力「●●●●●3人」、経営面積「●●●●●173,979㎡」、申請理由 貸主「所有農地を賃貸借する」、借主「経営規模拡大のため」、位置図については、8ページをご参照願います。

続きまして7ページをお開きください。整理番号「3」、所在「●●●●●」、地番「●●●●●外14筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「15筆合計118,859㎡」。貸主「●●●●●」、借主「●●●●●●●●●●」、労働力「●●●●●3人」、経営面積「●●●●●173,979㎡」、申請理由 貸主「所有農地を賃貸借する」、借主「経営規模拡大のため」、位置図については、9ページをご参照願います。こちらは、●●●●●●●●で賃貸借していた農地であります。今回は●●●●●●●●●●が新規で賃貸借を設定するものです。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第2号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 10ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」。農地について、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、同法第5条第3項の規定により北海道農業会議へ諮問し、意見聴取する。令和6年5月8日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

11ページをお開きください。1 申請人の住所氏名、貸主「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」、借主「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」、2 申請の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●●番の内外4筆」、地目、公募・現況共に「畑」、面積「5筆合計13,068㎡」、3 申請の理由、貸主「当該地は砂利混じりで表土が薄く50cm位下部には砂利層があり、耕地としての利用価値が低いので砂利採取をし、土地改良をするために使用貸借したい。」、借主「農地以外での砂利採取が困難であり、土地改良を目的とし、農地に適する土で埋め戻すことを条件にした砂利採取のために、令和7年5月31日まで使用貸借したい。」位置図については、12ページをご参照願います。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第4号「現況証明願いについて」10件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 13ページをお開きください。議案第4号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和6年5月8日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。

14ページ、別紙をお開きください。整理番号「1」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外1筆」、公簿地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計558㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この件につきましては、申請地は都市計画区域内、準工業区域となっております。畑以外の地目変更登記はやむを得ないと判断しました。

整理番号「2」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「460㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この件につきましても、都市計画区域内、準工業地域となっております。畑以外の地目変更登記はやむを得ないと判断しました。位置図については、15ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「3」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「田」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「367㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この件についての申請地は、第一種低層住居専用地域内であり、畑以外の地目変更はやむを得ないと判断しました。

整理番号「4」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「345㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この件については、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域内の土地となっております。畑以外の地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、17ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「5」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「253㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この件につきましても、第二種中高層住居専用地域内にある土地となっており、畑以外への地目変更登記はやむを得ないと判断しました。位置図については、18ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「6」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「991㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。この申請地については、農業振興地域例外地となっており、現況は宅地となっております。畑以外の地目変更登記はやむを得ないと判断しました。位置図については、19ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「7」、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「4,063

m²」、申請者住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。この件につきましては、現況は原野となっており、地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、20ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「8」、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「8, 161 m²」、申請者住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。この件については、現況が雑種地となっており、畑以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、21ページをご参照願います。

続きまして、整理番号「9」、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外5筆」、公募地目「畑」、現況地目「農地採草放牧地以外」、面積「6筆合計4, 624 m²」、申請者住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。この件については、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地、山林となっており、地目変更はやむを得ないと判断しました。なお、今回の申請は2月28日に受け付けており、その後3月に●●氏は死去されておりますが、申請自体は有効であり、行政書士の作成した申請書をもとに今回議案に載せております。

続きまして、整理番号「10」、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、公募地目「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「132 m²」、申請者住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。この件につきましては、農業振興地域例外地となっており、現況は山林となっております。地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、23ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第4号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

- 議 長 次に議案第4号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第4号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第4号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に議案第4号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第4号「整理番号8」についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
これより、議案第4号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号8」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号8」は、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に議案第4号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第4号「整理番号10」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和6年度第2回遠軽町農業委員会総会を閉会しま
す。